

漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準（定置漁業）の運用について

令和5年（2023年）6月19日

漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準（定置漁業）（令和5年6月19日付け漁管第745号 北海道水産林務部長通知）の運用について、次のとおり定める。

第1 北海道漁業等の免許の申請に関する規則（令和2年北海道規則第98号）第4条第2項第1号アに規定する法第73条第2項第2号に定める者であることを説明する書類の様式は別記様式1とする。

附 則

この運用は令和6年1月1日以降を免許予定日とする定置漁業の免許申請から適用する。